



発行 東京都

目次

72

規則

- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（福祉局子供・子育て支援部保育支援課）…
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（同）…

告示

- 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第三条第一項に規定する知事が別に定める区域…（都市整備局市街地整備部区画整理課）…

規則

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十四号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「三十五人」を「三十人」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する認定こども園における一学級の子どもの数については、この規則による改正後の東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第四条第一号の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十六年東京都規則第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三十五人」を「三十人」に改める。

第四条中「指導保育教諭」の下に、「主務保育教諭」を加える。

附則第九項中「主幹養護教諭」の下に、「主務養護教諭」を加える。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、この規則による改正後の東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第三条第一号の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

告示

●東京都告示第八百十三号

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例
 (令和八年東京都条例第三十一号) 第三条第一項の規定に
 より知事が別に定める区域は、別図のとおりとする。
 なお、別図の詳細は、東京都都市整備局市街地整備部区
 画整理課(東京都庁第二本庁舎十一階中央)において縦覧
 に供する。

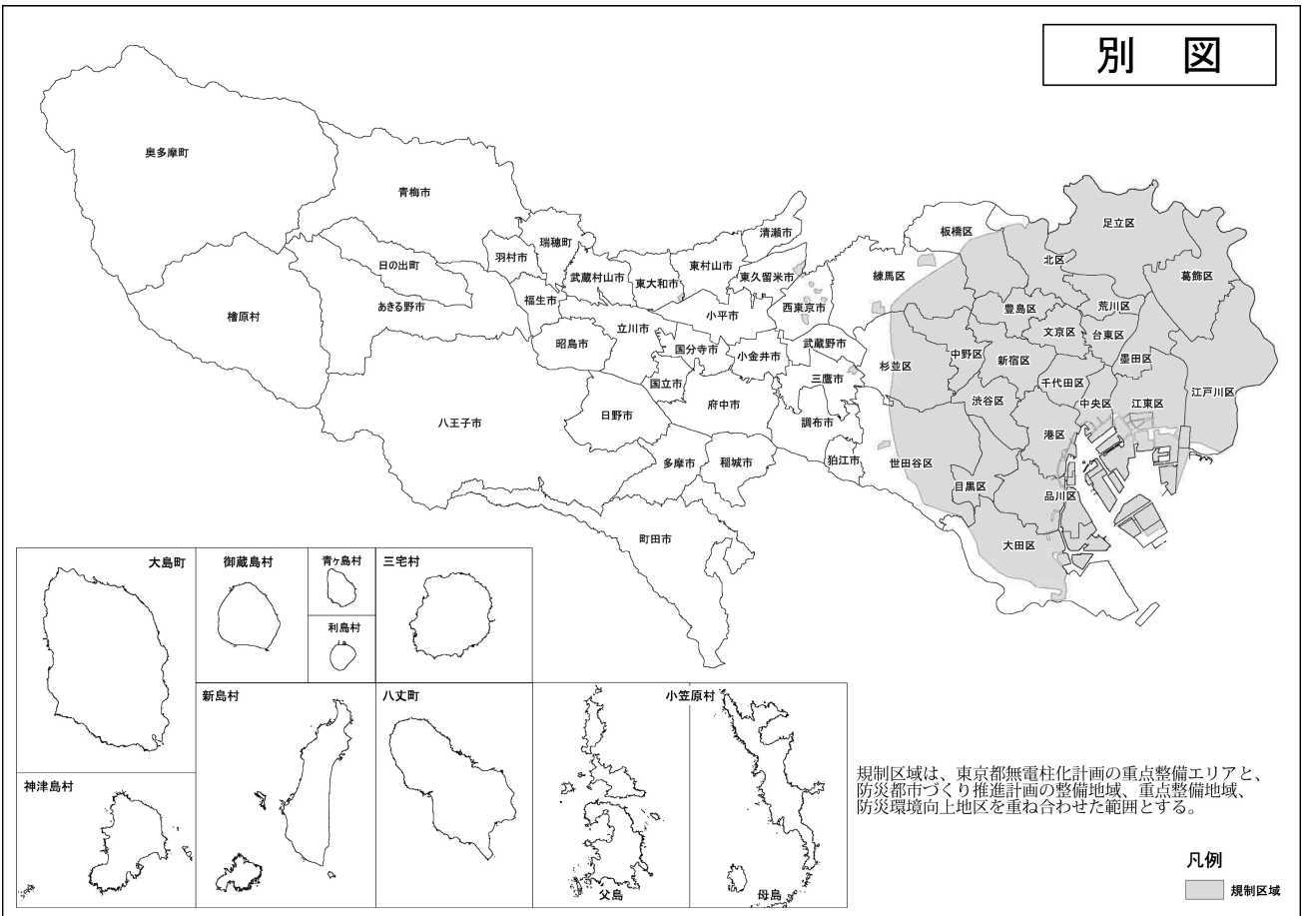
令和八年七月一日

東京都知事 小 池 百合子

附 則

この告示は、令和八年十月三十一日から施行する。

別 図



発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001

定価 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

